

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号および/または書類名	監査エビデンス(具体的な確認事項/方法)	CA監査者評価およびコメント	専門家会議評価およびコメント
4.2 証明書申請手続き							
4.2.1 本人性及び資格確認 本人性及び資格の確認については、それぞれ以下の方法により実施する。なお、オンラインによる場合は、全ての確認手順に渡り電子的手法により実施され、認証局が公的個人認証サービス若しくはそれに準じたサービスを利用することを想定したものであり、本OP作成時点で実現できていない項目も含まれる。その場合、他の方法との組み合わせにより、確実な本人性、実在性、申請意思及び資格確認を実施しなくてはならない。 <本人からの申請の場合> 詳細省略 <代理人申請の場合> 詳細省略	(1)「3.2.2 組織の認証」、「3.2.3 個人の認証」で利用申請者から提示もしくは郵送された各種の書類について、記載事項、印影、貼付写真等の真偽を確認していること。 (2)上記の確認手続き及び確認方法について、事務取扱要領で定めていること。 (3)オンライン申請の場合、利用申請者から提示された各種の電子的書類について、その真偽の確認方法をCPS及び事務取扱要領で定めていること。 (4)オンライン申請の場合、全ての手続きが電子的手法により実施されない場合の補足的手続きに関して、事務取扱要領で定めていること。	1)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、OPで定める方法が定められていることを確認する。 2)作業記録等を閲覧し規定どおりに確認作業が実施されていることを確認する。					
4.2.2 証明書申請の承認又は却下 認証局は、書類不備や本人性の確認等の審査過程において疑義が生じた場合には、利用申請を不受理とする。	審査過程において疑義が生じた場合の取扱を、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、審査過程において疑義が生じた場合の取扱を定めていることを確認する。					
4.2.3 証明書申請手続き期間 認証局では、証明書申請の手続き期間などを情報公開Webサイト等で公開する。	(1)証明書の申請手続きに係わる期間をWebサイト等の公開された媒体を通じて告知していること。 (2)申請手続きに係わる期間を、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。また、期間の変更があった場合の手続きも同時に定めていること。	1)Webページ等の公開された媒体を閲覧し、申請手続きに係わる期間を告知していることを確認する。 2)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、申請手続きに係わる期間および期間の変更があった場合の手続きを定めていることを確認する。					
4.3 証明書発行							
4.3.1 証明書発行時の認証局の機能 <認証局が鍵ペアを生成する場合> 認証局が鍵ペアを生成する場合は、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条第三号および第三号二は以下である。 三 利用者が電子署名を行うために用いる符号(以下「利用者署名符号」という。)を認証事業者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。 三の二 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号(認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。	OPの規定に従った鍵ペアの生成規定を定め運営していること なお、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条第三号および第三号二は以下である。 三 利用者が電子署名を行うために用いる符号(以下「利用者署名符号」という。)を認証事業者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。 三の二 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号(認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。	1)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、OPで定める鍵ペア生成方法が定められていることを確認する。 2)作業記録等の閲覧または鍵ペア生成作業を観察し、規定どおりに鍵ペア生成が実施されていることを確認する。					
4.3.2 証明書発行後の通知 認証局は、電子証明書を交付することにより電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。	CPS、開示文書、利用約款等に、「電子証明書を交付することにより電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。」ことを記載し利用申請者に通知すること。	CPS、開示文書、利用約款等を閲覧し、「電子証明書を交付することにより電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。」ことを記載し利用申請者に通知していることを確認すること。					
4.4 証明書の受理							

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
4.4.1 証明書の受理 認証局は、電子証明書を交付した後、受領した旨を確認しなければならぬ。 なお、認証局は、証明書を交付してから一定の期間内に受領が確認できない場合、証明書を失効させる。	(1)利用申請者が証明書を受理したことを確認する方法について確立し、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。 (2)受理が確認できない場合について、その期間及び失効に係わる手続きをCPSまたは事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、利用申請者が証明書を受理したことを確認する方法、および受理が確認できない場合について、その期間及び失効に係わる手続きを定めていることを確認する。					
4.4.2 認証局による証明書の公開 認証局は、加入者の署名用証明書の公開を行わない。	署名用証明書の公開を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、署名用証明書の公開を行っていないことを確認する。					
4.4.3 他のエンティティに対する認証局による証明書発行通知規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.5 鍵ペアと証明書の利用目的							
4.5.1 加入者の私有鍵と証明書の利用目的 加入者は、私有鍵を電子署名にのみ利用する。	認証局は、加入者に対して、私有鍵は電子署名のみに利用するよう告知していること。	CPS、利用約款またはWeb等の公開された媒体を閲覧し、加入者に対して、私有鍵は電子署名のみに利用するよう告知していることを確認する。					
4.5.2 検証者の公開鍵と証明書の利用目的 検証者は、署名検証の用途で公開鍵と証明書を利用する。	認証局は、検証者に対して、署名検証の用途のみで公開鍵と証明書を利用するよう告知していること。	CPS、利用約款またはWeb等の公開された媒体を閲覧し、検証者に対して、署名検証の用途のみで公開鍵と証明書を利用するよう告知していることを確認する。					
4.6 証明書更新							
4.6.1 証明書更新の要件 本CPに則り認証局から発行される証明書は、鍵更新を伴う更新のみを許可する。従って、鍵の更新を伴わない証明書更新は行わない。	鍵更新を伴う更新のみを許可することをCPS及び事務取扱要領、認証局の定める各種文書及び利用約款等で規定すること。	CPS、事務取扱要領あるいは利用約款等を閲覧し、鍵更新を伴う更新のみを許可することを定めていることを確認する。					
4.6.2 証明書の更新申請者 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.6.3 証明書更新の処理手順 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.6.4 加入者へ新証明書発行通知 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.6.5 更新された証明書の受理 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.6.6 認証局による更新証明書の公開 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.6.7 他のエンティティへの証明書発行通知 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.7 証明書の鍵更新(鍵更新を伴う証明書更新)							

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
4.7.1 証明書更新の要件 認証局は、以下の条件を満たす時に証明書の更新申請を受け付ける。 ・更新対象証明書が存在すること。 ・証明書が有効期限終了前のものであること。 ・証明書が失効されていないこと。 ・有効期限終了前で、認証局で定める期間に申請があったこと。 これらの要件を満たせば、申請者は更新申請書に署名してオンラインで証明書の更新が申請できる。	以下の要件を満たすか確認を実施していること。また、その手続きについてCPSまたは事務取扱要領で定めていること。 ・更新対象証明書が存在すること ・証明書が有効期限終了前のものであること ・証明書が失効されていないこと ・有効期限終了前で、認証局で定める期間に申請があったこと	1)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、CPで定められた要件をさだめていること確認する。 2)作業記録等を閲覧し、CPで定められた要件を満たすか確認を実施していることを確認する。					
4.7.2 鍵更新申請者 認証局は、加入者本人若しくはその代理人を鍵更新申請者として受け付ける。	(1)更新申請者が加入者本人もしくはその代理人であることを確認すること。 (2)確認方法について、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。	1)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、更新申請者が加入者本人もしくはその代理人であることを確認する方法を定めていること確認する。 2)作業記録等を閲覧し、定められた方法で確認を実施していることを確認する。					
4.7.3 鍵更新申請の処理手順 「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人確認並びに資格確認を行うものとする。 但し、登録局で「4.2.1 本人性及び資格確認」に定める本人確認が完了した日から5年以内の場合は、上記に代わり加入者証明書による本人確認を行うことができる。	(1)「4.2.1 本人性及び資格確認」と同様の確認を行うこと。 (2)事務取扱要領に鍵更新申請の処理手順について定めていること。 (3)加入者証明書による本人確認を実施する場合、本人確認が完了した日から5年以内の加入者証明書であることを確認すること。また、手続きについて事務取扱要領で定めていること。	1)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、CPIに定められた「本人性及び資格確認」方法が定められていることを確認する。 2)作業記録等を閲覧し、CPで定められた方法により「本人性及び資格確認」を行っていることを確認する。					
4.7.4 加入者への新証明書発行通知 認証局は、電子証明書を申請者に交付することにより電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。	CPS、開示文書、利用約款等に、「電子証明書を交付することにより新電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。」ことを記載し利用申請者に通知すること。	CPS、開示文書、利用約款等を閲覧し、「電子証明書を交付することにより新電子証明書を発行したことを通知したものとみなす。」ことを記載し利用申請者に通知していることを確認すること。					
4.7.5 鍵更新された証明書の受理 認証局は、電子証明書を交付した後、受理した旨を確認しなければならない。 なお、認証局は、証明書を交付してから一定の期間内に受理が確認できない場合、証明書を失効させる。	(1)利用申請者が証明書を受理したことを確認する方法について確立し、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。 (2)受理が確認できない場合について、その期間及び失効に係わる手続きをCPSまたは事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、利用申請者が証明書を受理したことを確認する方法、および受理が確認できない場合について、その期間及び失効に係わる手続きを定めていることを確認する。					
4.7.6 認証局による鍵更新証明書の公開 認証局は署名用証明書の公開を行わない。	署名用証明書の公開を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、署名用証明書の公開を行っていないことを確認する。					
4.7.8 他のエンティティへの証明書発行通知 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.8 証明書変更							
4.8.1 証明書変更の要件 本CPに則り認証局から発行される証明書は、証明書変更を行わない。	(1)証明書変更を行わないこと。その旨をCPS、事務取扱要領で規定していること。 (2)証明書変更を行わないことをWeb等で告知していること。	1)Webページ等の公開された媒体を閲覧し、証明書変更を行わないことを告知していることを確認する。 2)CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、証明書変更を行わないことを定めていることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー		監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
4.8.2	証明書の変更申請者 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.8.3	証明書変更の処理手順 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.8.4	加入者への新証明書発行通知 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.8.5	変更された証明書の受理 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.8.6	認証局による変更証明書の公開 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.8.7	他のエンティティへの証明書発行通知 規定しない。	GPとして監査目標項目なし。						
4.9	証明書の失効と一時停止							
4.9.1	証明書失効の要件 認証局は、次の場合に証明書を失効するものとする。 以下省略	GPに基づいた失効に係わる要件をCPSに定めていること。	GPSを閲覧し、GPに基づいた失効に係わる要件を定めていることを確認する。					
4.9.2	失効申請者 認証局は、次の1人又はそれ以上の者からの失効申請を受け付ける。 1. 本人の名前で証明書が発行された加入者若しくはその代理人 2. 認証局の職員	以下の者からの失効申請を受け付けることをCPS及び事務取扱要領で定めていること。 1. 本人の名前で証明書が発行された加入者若しくはその代理人 2. 認証局の職員						
4.9.3	失効申請の処理手順 認証局は、失効申請の受領の判断を行い受理する場合は「3.4 失効申請時の本人性確認と認証」に従って、以下の手順を実施した上で証明書の失効を行う。 <本人からの失効申請の場合> 詳細省略 <代理人からの失効申請の場合> 詳細省略 <認証局の職員からの失効申請の場合> 詳細省略	<本人もしくは代理人からの失効申請の場合> (1) 失効申請を要求している申請者の真偽の確認方法を事務取扱要領で定めていること。 (2) 事務取扱要領において、確認書類を特定し、その確認方法についても定めていること。 (3) 代理人からの失効申請の場合は、当該代理人が正当な失効権限を持っていることの実態を確認する方法を事務取扱要領で定めていること。 (4) 証明書を失効した場合のCRLの発行手続きを事務取扱要領で定めていること。 (5) 証明書の失効の実態を申請者に通知する方法をCPS、事務取扱要領で定めていること。	GPSまたは事務取扱要領を閲覧し、CPIに定められた失効申請の処理手順を定め、実施していることを確認する。					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
	<p><認証局の職員からの失効申請の場合> (1)職員からの失効申請があった場合、失効事由の真偽の確認方法について、事務取扱要領で定めていること。 (2)失効する場合の手続きを事務取扱要領で定めていること。 (3)証明書を失効した場合のCRLの発行手続きを事務取扱要領で定めていること。 (4)証明書の失効の事実を申請者に通知する方法をCPS、事務取扱要領で定めていること。</p>						
4.9.4	失効における猶予期間 「4.9.1 証明書失効の要件」に規定されている事由が発生した場合には、速やかに失効申請を行わなければならない。その期限はCPSに定めるものとする。	失効に係わる期間をCPSに定めていること。	CPSを閲覧し、失効に係わる期間を定めていることを確認する。				
4.9.5	認証局による失効申請の処理期間 証明書の失効要求の結果として取られる処置は、受領後直ちに開始されるものとする。その期限はCPSに定めるものとする。	(1)失効要求があった場合の処置に係わる期間についてCPSで定めていること。 (2)失効要求を受領した後の手続きについて、事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、失効要求があった場合の処置に係わる期間、および失効要求を受領した後の手続きについて定めていることを確認する。				
4.9.6	検証者の失効情報確認の要件 検証者は、署名者の公開鍵を使う時に有効なCRL/ARLを使用して失効の有無をチェックし、証明書状態の確認を行うものとする。	1)検証者が署名者の公開鍵を使う時に有効なCRL/ARLを提供していること。 2)検証者利用約款等に「検証者は、署名者の公開鍵を使う時に有効なCRL/ARLを使用して失効の有無をチェックし、証明書状態の確認を行うものとする。」旨を記載し、Web等の公開媒体に公開し、検証者が閲覧しやすい手段をとること。	1)CRL/ARLを検査またはシステム仕様書を閲覧し、検証者が署名者の公開鍵を使う時に有効なCRL/ARLを提供していることを確認する。 2)検証者利用約款等およびWeb等の公開媒体を閲覧し、「検証者は、署名者の公開鍵を使う時に有効なCRL/ARLを使用して失効の有無をチェックし、証明書状態の確認を行うものとする。」旨を記載し、検証者が閲覧しやすい手段をとっていることを確認する。				
4.9.7	CRL発行頻度 変更がない場合においても、48時間以内に96時間以内の有効期限のCRLを発行する。この具体的な頻度と有効期限はCPSで規定するものとする。 失効の通知は直ちに公開する。CRLに変更があった場合はいつでも更新する。また、認証局私有鍵(以下、CA私有鍵という)、加入者の私有鍵の危殆化等が発生した場合は、CRLを直ちに発行するものとする。	1)CRLの更新頻度及び有効期間をCPSで定めていること。 2)失効の通知は直ちに公開すること。またCRLに変更があった場合はいつでも更新すること。 3)CA私有鍵または加入者の私有鍵の危殆化等が発生した場合は、CRLを直ちに発行させること。	CPSを閲覧し、CRLの不定期な更新時期および定期的な更新頻度及び有効期間をCPSで定めていること。				
4.9.8	CRLが公開されない最大期間 CRLは発行後24時間以内に公開される。	CRLは24時間以内に公開されていること。	CRLを検査またはシステム仕様書を閲覧し、CRLの発行後24時間以内に公開されていることを確認する。				
4.9.9	オンラインでの失効/ステータス情報の入手方法 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CPS等で規定のある場合は特に規定上問題がないか確認し、規定どおり実施されているか確認する。				
4.9.10	オンラインでの失効確認要件 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。	CPS等で規定のある場合は特に規定上問題がないか確認し、規定どおり実施されているか確認する。				
4.9.11	その他利用可能な失効情報確認手段 使用しない。	CPで定めるもの以外の失効情報確認手段がないこと。	CPSを閲覧し、CPで定めるもの以外の失効情報確認手段がないことを確認する。				

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
4.9.12 鍵の危険化に関する特別な要件 認証局は、CA署名鍵の危険化の際には関連組織に直ちに通知するものとする。	CA署名鍵が危険化した場合の手続きについて、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、CA署名鍵が危険化した場合の手続きについて定めていることを確認する。					
4.9.13 証明書一時停止の要件 一時停止は行わない。	一時停止を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し一時停止を行っていないことを確認する。					
4.9.14 一時停止申請者 一時停止は行わない。	一時停止を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し一時停止を行っていないことを確認する。					
4.9.15 一時停止申請者の処理手順 一時停止は行わない。	一時停止を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し一時停止を行っていないことを確認する。					
4.9.16 一時停止期間の制限 一時停止は行わない。	一時停止を行っていないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し一時停止を行っていないことを確認する。					
4.10 証明書ステータスの確認サービス							
4.10.1 運用上の特徴 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.10.2 サービスの利用可能性 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.10.3 オプションな仕様 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.11 加入の終了							
加入者が、証明書の利用を終了する場合、本CP「4.9 証明書の失効と一時停止」に規定する失効手続きを行うものとする。	加入の終了手続きについて、CPSまたは事務取扱要領で定めていること。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、加入の終了手続きについて定めていることを確認する。					
4.12 私有鍵預託と鍵回復							
署名のために使用される私有鍵は、法律によって必要とされる場合を除き、預託されないものとする。また、署名目的の私有鍵の回復も行わない。	(1)私有鍵の預託をしていないこと。 (2)法の要請により預託が必要な場合、その法を特定し、事務取扱要領で預託方法について定めていること。 (3)署名目的の私有鍵の回復を行わないこと。	CPSまたは事務取扱要領を閲覧し、私有鍵の預託をしていないこと、法の要請により預託が必要な場合は、その法を特定し、預託方法について定めていることまた、署名目的の私有鍵の回復を行わないことを定めていることを確認する。					
4.12.1 預託と鍵回復ポリシー及び実施 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
4.12.2 セッションキーのカプセル化と鍵回復のポリシー及び実施 規定しない。	CPとして監査目標項目なし。						
5 建物・関連設備、運用のセキュリティ管理							
5.1 建物及び物理的管理							

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
<p>5.1.1 施設の位置と建物構造 認証局を運用する施設は、隔壁により区画されていて、施錠できることとする。 認証局システム(以下、CAシステム)を設置する施設は、水害、地震、火災その他の災害の被害を容易に受けない場所に設置し、かつ建物構造上、これら災害防止のための対策を講ずる。また、施設内において使用する機器等を、災害及び不正侵入防止策の施された安全な場所に設置すること。</p>	<p>(1) 認証局を運用する施設は、隔壁により区画されていて、施錠できること。 (2) 認証設備室が設置されている建築物は、地震による被害のおそれの少ない地域に設置されていること。やむを得ない場合は、建築基準法に定める地震強度以上の、十分な耐震強度を有する基礎構造としていること。 (3) 認証設備室が設置されている建築物は、水害、火災その他の災害の被害を容易に受けない場所に設置されていること。 (4) 認証設備室が設置されている建築物について、停電、地震、火災及び水害その他の災害への対策に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、必要な措置を講じていること。 例えば (a) 認証設備室が設置されている建築物は、建築基準法に規定する構造耐力等の基準に適合していること。 (b) 認証設備室が設置されている建築物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の基準に適合していること。 (5) 施設内において使用する機器等を、災害及び不正侵入防止策の施された安全な場所に設置すること。</p>	<p>(1) 事務取扱要領書、施設配置図等を閲覧し、認証局を運用する施設は、隔壁により区画されていて、施錠できることを確認する。 (2)(3) 事務取扱要領、建築確認通知書、検査済証、地盤調査書等を閲覧し、CAシステムを設置する施設は、災害の被害を容易に受けない場所に設置されていることを確認する。 (4) 事務取扱要領、建築確認通知書、検査済証等を閲覧し、CAシステムを設置する施設は、建物構造上、これら災害防止のための対策を講じられていることを確認する。 (5) 事務取扱要領書、施設配置図、機器配置図あるいは現地を観察しまたは検査し、施設内において使用する機器等が、災害及び不正侵入防止策の施された安全な場所に設置されていることを確認する。</p>					
<p>5.1.2 物理的アクセス 認証局を運用する施設は認証業務用設備の所在を示す掲示がされていないこと。また物理的なアクセスを制限する適切なセキュリティ管理設備を装備し、入退出管理を実施すること。入退出者の本人確認はCPSで定める方法により確実に、かつ入退出の記録を残すこととする。 認証設備室への立入は、立入に係る権限を有する複数の者により行われることとし、入室者の数と同数の者の退室を管理すること。設備の保守あるいはその他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入に係る権限を有しない者を認証設備室へ立入らせることが必要である場合においては、立入に係る権限を有する複数の者が同行することとする。 登録設備室においては、関係者以外が容易に立ち入ることができないようにするための施錠等の措置が講じられていること。</p>	<p>I. 認証業務用設備 (1) 認証業務用設備を収容する建築物の外部・エントランス・エレベータ・入口・受付・その他パンフレットなどの広報媒体に、当該施設の所在を明示的又は暗示する名称が看板もしくは表示板等によって掲示されていないこと。 (2) 物理的なアクセスを制限する適切なセキュリティ管理設備を装備し、入退出管理を実施すること。 (3) 入退出者の本人確認はCPSで定める方法により確実に、かつ入退出の記録を残すこととする。</p> <p>II. 認証設備室(※室外にもラック等の躯体も含む) (1) 認証設備室への立入は、立入に係る権限を有する複数の者により行われ、入室者の数と同数の退室を管理していること。 (2) 設備保守等のやむを得ない事情により、入室権限者以外が立ち入る場合は、立入権限を有する複数の者が同行するようにしていること。</p> <p>III. 登録設備室 (1) 登録用設備室には、関係者以外が容易に立ち入ることができないように施錠等の措置が講じられていること。 (2) 入退室の記録を残すこと。</p>	<p>(1) 容易に入手できる資料を閲覧あるいは現地を観察し、認証業務用設備の所在を示す掲示がされていないことを確認する。 (2) CPS、事務取扱要領書を閲覧および現地を観察、および検査し、物理的なアクセスを制限する適切なセキュリティ管理設備を装備し、入退出管理を実施していることを確認する。 (3) CPS、事務取扱要領書および入退出記録を閲覧および現地を観察、および検査し、本人確認はCPSで定める方法により確実に、かつ入退出の記録を残していることを確認する。</p> <p>(1) CPS、事務取扱要領、認証設備室の入退室記録を閲覧および現地を観察、および検査し、認証設備室への立入は、立入に係る権限を有する複数の者により行われ、入室者の数と同数の退室を管理していることを確認する。 (2) CPS、事務取扱要領、認証設備室の入退室記録を閲覧および現地を観察、および検査し、設備保守等のやむを得ない事情により、入室権限者以外が立ち入る場合は、立入権限を有する複数の者が同行するようにしていることを確認する。</p> <p>CPS、事務取扱要領、登録設備室の入退室記録もしくは施設設備の鍵管理簿等を閲覧および現地を観察しおよび検査し、関係者以外が容易に立ち入ることができないように施錠等の措置が講じられ、入退室の記録が残されていることを確認する。</p>					

準拠性監査報告書様式

証明書ポリシー	監査目標	監査手順例	措置状況	対応CPS番号 および/または 書類名	監査エビデンス (具体的な確認 事項/方法)	CA監査者 評価および コメント	専門家会 議評価およ びコメント
<p>5.1.3 電源及び空調設備 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていることとする。 また、空調設備により、機器が適切に動作する措置が講じられていることとする。</p>	<p>I. 電源設備 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。 例えば、無停電電源装置(UPS)又は定電圧定周波装置(CVCF)と蓄電池を設置していること。</p> <p>II. 空調設備 空調設備により、機器が適切に動作する措置が講じられていること。 例えば次に示すような措置が講じられていること。 ①認証設備室の温湿度が、情報システムの正常稼働範囲にあること。 ②凍結防止の措置を講ずること。 ③水漏れ防止の措置を講ずると共に、漏水のおそれがある場合は該当個所に漏水検知装置等を設置すること。 ④空調設備の配管・ダクト類は、耐火性に優れた材料を使用すること。</p>	<p>UPS又はCVCFなどの機器説明書 認証設備室の電源回路図等を閲覧および必要により現地を観察し、電源設備について停電に対する措置が講じられていることを確認する。</p> <p>空調設備の取り扱い説明書等(空調設備の仕様分かるもの) 配管・ダクト等の図面及び材質が示されたものを閲覧および現地を観察し機器が適切に動作する措置が講じられていることを確認する。</p>					
<p>5.1.4 水害及び地震対策 水害の防止のための措置が講じられていることとする。 また、認証業務用設備は通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定や、その他の耐震措置が講じられていることとする。</p>	<p>I. 水害対策 水害の防止のための措置が講じられていること。 例えば以下のような措置が考えられる。 (1) 認証設備室は、次のいずれかを満たしていること。 ① 認証設備室を建築物の2階以上に設置すること。 ② 認証設備室を建築物の1階以下に設置する場合は、水害に対して十分な措置が講じられていること。 (2) 直上階のコンクリート床に、空隙や割れ目がないこと。あれば、防水剤でパテを充てること。 (3) 室内に防水カバーを常備するなどして業務用端末等を保護できるようにしていること。 (4) 認証設備室には、流し台・給湯器等の水使用設備を設置していないこと。</p> <p>II. 地震対策 認証業務用設備は通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定や、その他の耐震措置が講じられていること。 例えば以下のような措置が考えられる。 (1) 地震に対して、認証設備室は以下のいずれかによる移動・転倒防止策が講じられていること。 ① 認証業務用設備が設置してある室のフロアレスポンスに応じて、設備メーカーの推奨する設置方式を考慮した移動・転倒防止等の措置が講じられていること。 ② 耐震脚、転倒防止装置金具等で建物構造体に固定されていること。 ③ 建築物全体、認証業務用設備が設置してある床等が耐震構造を持つ、または認証業務用設備が免震台に支持されていること。 (2) ラックが建物構造体に固定される等して移動・転倒防止措置が講じられていること。 (3) 認証業務用設備の構成部品は、落下防止金具や耐震バンド等で固定されていること。 (4) フリーアクセスフロアは地震で損壊しないよう、アングルやストリンガー等の補強措置が講じられていること。 (5) 地震の際に認証業務用設備に被害を与えないように、認証設備室の什器・備品等に耐震措置が講じられていること。</p>	<p>防水施行図等を閲覧および現地を観察し、水害の防止のための措置が講じられていることを確認する。</p> <p>免震構造の効力を証明する書類、設備メーカーの推奨する設置方式等が示された書類等を閲覧し、また現地を観察し耐震措置が講じられていることを確認する。</p>					